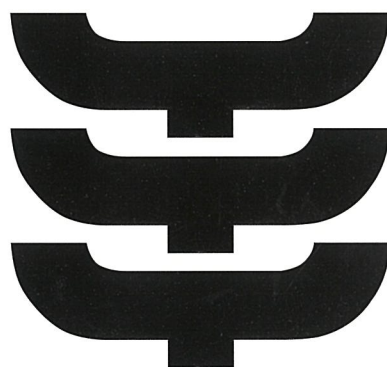


那珂川町の文化財 22

—那珂川町の指定文化財—



▲文化財保護シンボルマーク

2014・3
那珂川町教育委員会

はじめに

私たちの住む那珂川町は豊かな自然環境に恵まれ、太古から生活の場として人々が生活し、古くは石器時代から脈々と歴史をつないできました。このような先人たちの足跡は、町内のいたるところに遺跡として残っています。こういった遺跡以外でも、古くから地域で受け継がれてきたいろんな行事や、人々が育んできた大木や貴重な植物、神社、仏閣、古い屋敷などは先人が残した本町の歴史や文化を理解するうえで欠くことのできない貴重な遺産です。

これら先人たちの残した文化遺産は本町の歴史を知ると同時に、私たちのこれからの文化の向上や町の発展の基礎をなすものとして大切に守り、将来に伝えなくてはなりません。

那珂川町では、「文化財保護条例」を昭和63年に制定し、貴重な文化財の保護に努めています。この条例では文化財を以下の4つに定義し、町にとって歴史上、芸術上価値の高いもの、町民の生活の推移の理解に欠くことのできないものなどを町指定の文化財として指定し保護の対象としています。

1. 有形文化財：建築物、絵画、工芸品、書跡、考古資料、歴史資料等
2. 無形文化財：音楽、工芸技術、無形の文化的所産等
3. 民俗文化財：生業、信仰、年中行事に関する風俗慣習・芸能（無形）及びこれらに用いる衣服、器具、家屋その他物件（有形）
4. 記念物：古墳、城跡、庭園、山岳、動植物、

この冊子では、平成25年度までに指定された町指定文化財についてその概要を解説します。皆様がこれら文化財の価値を再認識していただき後世に伝えていくことで、より豊かなまちづくりの一助にいただければ幸いです。

那珂川町指定文化財一覧表

（平成26年3月現在）

番 号	種 別	文 化 財 の 名 称	指 定 年 月 日
第1号	有 形 文 化 財	三角縁神獣鏡・妙法寺2号墳出土遺物一括	平成 9年 3月18日
第2号	有 形 文 化 財	現人神社の「正徳四年」銘鳥居及び「現人大明神」額	平成10年 7月 1日
第3号	史 跡	丸ノ口古墳群（Ⅴ群5号墳及びⅥ群2号墳）	平成11年 6月22日
第4号	有形民俗文化財	岩戸神楽古道具一括	平成11年12月20日
第5号	天 然 記 念 物	山田のイチヨウ	平成14年 4月22日
第6号	有形民俗文化財	見返り燈籠（燈とぼし）	平成17年 6月24日
第7号	有 形 文 化 財	エゲ古墳主体部出土遺物一括	平成18年 4月24日
第8号	有 形 文 化 財	安徳台遺跡群2号棺・5号棺及び出土遺物一括	平成25年 7月18日

第1号:三角縁神獣鏡・妙法寺2号墳出土遺物一括



▲三角縁六神四獣鏡(径22cm)
写真は裏面で、姿を映す表面は凸面状に磨かれ
出土した当初はまだ光っていて、姿が映っていた。

一般に三角縁神獣鏡とは、青銅製で背面に神仙世界の神獣像が描かれ、縁が三角形の断面をしているので、この名称で呼ばれています。本町出土の鏡は6体の神像と4体の獣像が描かれ、周りに「吉祥句」が刻まれています(左写真)。この種の鏡は全国で約500面ほどが出土していますが、いずれも初期の有力古墳から出土することが多く、わが国の成立時期にかかわる重要な遺物です。これらの鏡の中には、中国の三国時代の年号が刻まれたものがあり、有名な「魏志倭人伝」に記述された邪馬台国の卑弥呼に魏の皇帝から送られたとされる鏡で、本町と邪馬台国の関わりを示す貴重な出土品です。

また、この鏡が出土した妙法寺2号墳は全長18mの前方後方墳で、その形態は古代出雲地方との関連性があり、この古墳の築造時期を示す土器や鉄器など、ほかの出土品も一括して指定しました。

第2号:現人神社の「正徳四年」銘鳥居及び「現人大明神」額

現人神社の鳥居は明神鳥居に分類されるもので、花崗岩製の堂々とした造りのものです。高さ5.15m、柱間4.2mを測ります。また、「現人大明神」の額は元々、この鳥居に掛けられていたのを明治5年の太政官布告により取り外され、参道の傍らに置かれています。縦90cm、横60cmの大きなものです。鳥居の右柱には「奉進本郡内十二邑産子」、左柱には「正徳四年甲午孟夏之日」とそれぞれ刻まれています。正徳四年(1714)の旧暦4月の建立は本町の鳥居で年号の判っているものの中では最も古く、元々付いていた額と共に価値のあるものとして指定しました。



▲現人神社の石鳥居(後方は拝殿)
右柱に刻まれた「正徳四年孟夏…」と同じ正徳四年の年号が、裂田溝の取水口である、一ノ井堰の水門に刻まれていたことが伝えられている。

第3号:丸ノ口古墳群(V群5号墳及びVI群2号墳)

那珂川北中学校を建設する際に用地内に所在する41基の古墳を発掘調査しましたが、その内のV群5号墳、VI群2号墳としたものが装飾古墳であることが判明し、本町の古墳時代の特徴を示す貴重な史跡として現地保存し、町指定をしたものです。これらの古墳に加えて、一帯の古墳群の特徴や築造時期の違いを示す典型的な古墳をそのままの形で移築し、古墳公園として整備したのが、丸ノ口古墳公園です(上写真)。

V群5号墳は奥の壁に径30cmの円文が3ヶ所、また、VI群2号墳は奥の壁に円文、三角文、舟形文、が描かれています。いずれの文様も石の表面を細かく叩いて文様を描いていく「敲打技法」という装飾古墳では非常に希な技法を用いています。こういった技法を使った装飾古墳は、筑後地方などに数例しか確認されておらず、県下で発掘調査で確認されたのは初めての事例です。

また、他のところで見つかった古墳には円文だけが描かれたものが多いのですが、VI群2号墳では円文以外に、波を表す連続した三角文や舟を表す台形の文様など、珍しい例があり、わが町の歴史を知ることはもちろん、全国の装飾古墳の研究分野においても大変貴重な資料です。



▲丸ノ口古墳公園全景

手前は移転復元したV群5号墳、奥が現地保存したVI群2号墳



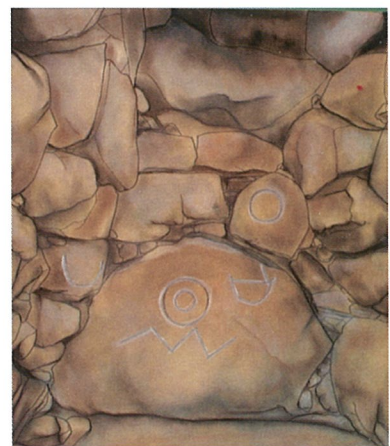
▲V群5号墳の装飾

同心円文が3個描かれている。太陽とか鏡を表すと考えられている。



▲VI群2号墳奥壁の装飾

円文だけでなく、逆台形や折れ線のような文様が施される。



▲左の文様のイラスト

文様を分かり易くイラスト化したもの。二重円や単円は太陽や鏡、逆台形は櫓がついた船、折れ線は海の波を表していると考えられる。

第4号:岩戸神楽古道具一括

福岡県指定無形民俗文化財の「岩戸神楽」の奉納の際使用されてきた道具類で、面10点、太鼓2台、台座1台、装束箱1箱があります。面は右の10点がありますが、木、紙を材料に、いろんな作成手法を使っています。作られた年代は赤鬼・思兼命・武内大臣が明治期、ほかのものは江戸期の作品と思われ、中でも黒鬼・事代主大神は江戸中期以前に造られたもので貴重です。明治二十一年八月の年号の入った装束箱も含め、近世における本町の工芸品として、また、江戸期の筑前神楽の研究資料として非常に価値の高いものとして町指定としました。尚、これらの中の台座に「天保六年乙未四月吉日十五代祠官堺丹波守吉則」の銘があり、これが、県指定の根拠になっています。



▲岩戸神楽古面の名称

1. 天児屋根命、2. 赤鬼、3. 事代主大神、4. 思兼命、5. 豊姫命、6. 鈿女命、7. 手力男命、8. 武内大臣、9. 素盞鳴男命、10. 黒鬼

第5号:山田のイチョウ

山田区公民館の傍らにある雌株のイチョウで、樹高は近年樹頂が切り落とされたので、幾分低くなっていますが、それでも26mを測り、はるか遠方からでも望むことができます。胸高幹周りは5.3mと福岡県指定の「孔大寺の大イチョウ」に匹敵するほど大きく、町内のイチョウの中でも最大です。樹勢は、地元住民の手入れも行き届き、毎年多くの銀杏を実らせています。樹齢は明らかではありませんが、このイチョウが立っている場所は、横の浄光寺の境内であり、この寺は、元々は原田家の菩提寺として寺山田にあったものを正徳年間に現在地へ移したと古記録にあり、その時に植えられたとしたら、300年以上の樹齢が推定されます。



▲山田のイチョウ

黄葉の時期にはライトアップされ、遠方からでもそれと分かる。

第6号:見返り燈籠(燈とぼし)

台燈籠に分類されるもので、中台・火袋・笠が石組みの台座に載せられており、高さは約2mを測ります。火袋は直方体で二方が大きく割られ、残る2面の内、西方の面に梅鉢の紋が、東方の面には「享和三癸亥二月吉日上かじはら村」と刻まれています。神社仏閣などではなく、交通路の照明(常夜燈)としての石灯籠は珍しく、傍らの古道が糸島、早良方面から梶原峠を越え、牛頸、水城を經由して太宰府へ参詣する「さいふみち」であり、本町が古代から交通の要衝であったことを裏付ける貴重な資料です。



▲見返り燈籠(燈とぼし)と「さいふみち」

燈籠の横の道路が梶原峠を越え、牛頸を經由して大宰府に詣でる「さいふみち」で、これから峠に差掛るという場所に立っている。手前の方向が梶原峠。

第7号:エゲ古墳出土遺物一括

エゲ古墳は松木・中原の平野部を見下ろす丘陵先端部に造られた一辺18mの方墳で、4世紀後半ごろ一帯を支配した首長の墓と考えられます。青銅鏡を初め、玉、剣、工具類など豊富な出土品があり、盗掘を免れていたため、当時の権力者の副葬のあり方を伺える貴重な調査例となりました。

右の青銅鏡は中心部に4体の神仙世界の獣像が描かれていることから、四獣形鏡と呼ばれるものです。直径約13cmで、死者の頭上に置かれていました。頭の両脇及び足元には長さ40cmほどの剣が鞘に入った状態で供えられ(下左)首から胸元にかけて勾玉やビーズ玉が、また、鋸、斧、キリ、カンナ、鉄鏃などの工具や武器が棺の両端に分けて置かれていました。鋸は長さ27cm、幅4cmを測り、両刃になっています。このように、本町の古墳時代の有力者の墓に副葬品がどのように供えられたかが良く分かる資料として貴重であり、一括して指定しました。



▲四獣形鏡

中央に鈕と呼ぶ、紐を通す穴があり、周りに乳と呼ぶ小突起を四個配し、其々の間に龍に似た獣像を半円彫りしている。



▲供えられた鉄剣

中央が長さ40cm。木製の鞘に入れられている。

剣を握る柄は丁寧に糸を巻いて、その上に漆を塗っているのが分かる。



▲出土したノコ

中央に鉄の矢じりが鑄着しているが、厚さ2mmの長方形の鉄板に歯を刻んでいる。両端に木柄を装着して使うものである。

第8号: 安徳台遺跡群2号棺・5号棺及び出土遺物一括

安徳台遺跡群は弥生時代中期の大型住居跡や特定集団墓が調査され、『魏志倭人伝』に記述のある奴国の主要な拠点集落として位置づけられました。

本町の弥生時代を知る上で、特筆すべき出土品があり、安徳台遺跡群の歴史的な位置づけを決定付けた首長墓である2号、5号甕棺とその副葬品を考古資料として指定しました。

棺は2個の甕を合わせたカプセル形をしており、長さは両方ともほぼ2.2m、最大胴回り0.8mを測ります。この中に2号甕棺には玉類、塞杆状製品、貝輪、棺の外に鉄剣、鉄戈が、5号棺では塞杆状製品が副葬されていました。

右の写真は、勾玉、管玉の一部、塞杆状製品です。全てガラス製で、左の塞杆状製品(長さ3.5cm)は調査による発見では、全国で2例目の貴重なものです。管玉は長さ1cmほどの小さなもので、全部で337個が出土しました。下右の貝輪は43個体分が副葬され、数では全国最多です。ゴホウラ貝という沖縄や南西諸島の深海でしか取れない巻貝から作っています。当時としては入手困難な貴重な貝から作られる貝輪は宝物であり、権威のシンボルとして腕に装着すると言われています。下中は長さ38cmの剣で、柄には絹糸を丁寧に巻いています。下左は鉄戈で、木の柄に装着する武器です。



▲首長を埋葬するのに使った甕棺
写真のようにして口を合わせ、カプセルにして埋葬した。左が2号棺、右が5号棺。



▲出土した装身具
左の4つが塞杆状製品といわれるもので、これに棒状のものをつけて髪飾りとして使ったようである。



▲棺の外に置かれた鉄戈
柄に鎌のように装着する武器で、2号棺の外で、合わせ目を守るように添えられていた。小窓は柄に装着するときの紐通し穴。



▲鉄戈と伴に棺を守った鉄剣
腐食が進んでいたが、慎重に錆を落とし、強度を高める処理をした結果、元々の姿を取り戻すことができた。小窓は柄にまかれた絹糸。



▲2号棺出土の貝輪の一部
2号棺に埋葬された人物の腕に装着されたもの。数が多く、装着した以外に副葬品として、腕に付けずに供えられた可能性がある。

那珂川町指定文化財の位置

1. 妙法寺古墳群
2. 現人神社鳥居
3. 丸ノ口古墳公園
4. 岩戸神楽(伏見神社)
5. 山田のイチョウ
6. 見返り燈籠(燈とぼし)
7. エゲ古墳
8. 安徳台遺跡群

那珂川の文化財22

—那珂川町の文化財—

発行：那珂川町教育委員会
福岡県筑紫郡那珂川町西隈1丁目1番地1号

印刷：株式会社ディスジャパン
福岡市中央区大名1丁目9番30号
福岡観光ビル3F